

平成 30 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、平成 30 年 9 月 7 日第 5 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	佐々木俊哉
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	会計課長	渋谷憲夫
福祉課長	三浦純	子育て長寿支援課長	佐々木修
教育総務課長	池田昭一	象潟公民館長	佐々木和則
フェライト子ども科学館長	佐々木孝人	事業課長	佐々木宏和

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成30年9月7日（金曜日）午前10時開議

- 第1 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第2 議案第61号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）
- 第3 議案第64号 にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第65号 平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第66号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第67号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第68号 平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第69号 平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第70号 平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第71号 平成29年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第11 議案第72号 平成29年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第12 議案第73号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第13 議案第74号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第14 議案第75号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第15 議案第76号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第77号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第78号 平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第79号 平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 一般会計決算特別委員会の設置
- 第20 一般会計予算特別委員会の設置
- 第21 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告1件、日程第2、議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）及び日程第3、議案第64号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第18、議案第79号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの議案17件、計18件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

はじめに、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終わります。

次に、議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）及び議案第64号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第61号及び議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。7番森鉄也議員。

●7番（森鉄也君） 改めまして、おはようございます。それでは、通告書に従って御質問させていただきます。

市税等一般会計における不納欠損額についてでございますが、監査意見書によりますと総額で前年度比551万8,000円、51.2%増の約1,630万円となっておりますが、不納欠損処分規定等で定めます根拠要件ごとの件数及び金額を各税目等ごとに伺います。資料を出していただいておりますので、御説明ひとつお願いしたいと思います。

また、収納体制についてでございますが、事務報告書69ページで触れておりますが、市税等の収納率向上に向けて、にかほ市収納対策推進本部を核として各課横断的に連携を図った結果、現年度

分及び過年度分とも前年度を上回る収納実績を上げております。収納体制の強化等を評価いたします。その中で、秋田県地方税滞納整理機構には、昨年に続き大口滞納者の引き継ぎはしないで内部体制だけで対応したようにございますが、どのような理由によるものか伺います。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） おはようございます。それでは、森鉄也議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、前段の御質問の、市税等一般会計歳入における不納欠損額約1,630万円の不納欠損処分規定等で定める根拠要件ごとの件数及び金額を各税目ごとにお答えをいたします。

まずはじめに、御質問の決算書の15ページ、1款の市税につきましての不納欠損処理の根拠要件の基準についてでございますが、本日議員の皆様へ配付させていただきましたA4版の横の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

地方税の徴収権が消滅するには、地方財政法の規定により、表の上段になりますが、(1)の第15条の7第4項に規定する、滞納処分の執行停止から3年が経過したことにより納付納入の義務が消滅するもの、(2)の第15条の7第5項に規定する、滞納処分の執行停止後即時に納付納入義務を消滅させることができるもの、(3)の第18条第1項に規定する、時効の完成により納入義務が消滅するものとなっております。

なお、第18条第1項は、地方税の時効により5年で納入義務が消滅するものでありますが、執行停止が3年継続するよりも早く消滅時効が成立した場合などもこれに含まれるもので、こうした法令基準に基づいて処理をしているものでございます。

それでは、税目ごと及び地方税法の規定ごとに件数並びに金額につきまして御説明をいたします。

最初に、市民税のうち個人分につきましては31人の109万2,973円となっております。その内訳については、第15条の7第4項の滞納処分の執行停止3年間継続により消滅するものが2人の7,145円、第15条の7第5項の滞納処分の執行停止により即時消滅できるものが8人の40万8,188円、第18条第1項の時効完成により消滅するものが21人の67万7,640円となっております。

次に、市民税のうち法人分につきましては、第18条第1項の時効の完成により消滅するものが3人の29万7,900円となっております。

次に、固定資産税につきましては138人の1,448万4,962円となっております。その内訳については、第15条の7第4項の滞納処分の執行停止3年間継続——いいですか、3年間継続により消滅するものが11人の43万4,400円、第15条の7第5項の滞納処分の執行停止により即時消滅できるものが53人の948万7,448円、第18条第1項の時効の完成により消滅するものが74人の456万3,114円となっております。

次に、軽自動車税については18人の9万6,700円となっております。その内訳については、第15条の7第4項の滞納処分の執行停止3年間継続により消滅するものが3人の1万5,200円、第15条の7第5項の滞納処分の執行停止により即時消滅できるものが2人の1万6,900円、第18条第1項の時効の完成により消滅するものが13人の6万4,600円となっております。

よって、市税全体の合計では190人の1,597万2,535円となっております。その内訳については、第15条の7第4項の滞納処分の執行停止3年間継続により消滅するものが16人の45万6,745円、第15条

の7第5項の滞納処分の執行停止により即時消滅できるものが63人の991万2,536円、第18条第1項の時効の完成により消滅するものが111人の560万3,254円となっております。

続いて決算書の21ページをご覧ください。

11款2項1目4節児童福祉費負担金（滞納繰越分）の6万円の不納欠損額についてでございますが、金銭債権の消滅時効として地方自治法第236条の規定に基づいて不納欠損処理を行ったものでありまして、この場合、5年を経過することで消滅時効が成立するというものでございます。

なお、今回不納欠損処理を行ったのは保育料の保護者負担分の平成23年度分の1人分6万円でありまして、先ほど申し上げましたように、時効の成立により不納欠損処理を行ったものでございます。

続きまして決算書の61ページをご覧ください。

19款4項6目1節雑入の不納欠損額26万7,000円についてでございますが、破産法第253条による免責許可決定の確定により不納欠損処理を行ったものでございます。

なお、今回不納欠損処理を行ったのは生活保護費返還金滞納繰越分で、1人分の平成27年度分19万6,000円、平成28年度分7万1,000円の合わせて26万7,000円でありまして、保護費支給後に判明した収入の認定により発生した返還金の納入中に破産手続に係る免責許可決定が確定したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

続きまして、後段の御質問の、秋田県地方税滞納整理機構には今年度も大口納税者の引き継ぎはせず、内部体制だけで対応した理由についての御質問にお答えをいたします。

秋田県地方税滞納整理機構は、平成22年3月に個人県民税及び個人市町村民税を中心とした市町村税の滞納整理の推進と滞納整理技術の向上を目的として設立されたものでございます。当市においては、平成23年度に1年間職員を1人派遣しまして、機構との協力及び連携を図ることにより滞納整理を強化したもので、97件分の高額で処理困難な滞納者などを引き継ぎ、派遣職員との連携により滞納額の減少に努めたところでございます。また、派遣職員は、機構での研修等により法的措置の知識や徴収業務の基礎技術を習得しながら徴収業務に精通されるよう要請され、さらに当市の地区を徴収担当として任され、知識や経験を当市職員に還元したところでございます。したがって、この派遣期間の中で、派遣職員との連携により当市納税担当職員においても滞納処分のノウハウなどスキルアップが大幅に図られ、徴収強化に向けた職員の育成にも十分効果があったというところでございます。このことから、当市職員単独でも一定程度の差し押さえなどはできるようになったため、平成24年度からは内部体制だけで対応しながら、徴収の適正化及び強化に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前10時15分 休 憩

午前10時16分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

森鉄也議員の質疑が同じ議案65号ですけども、いわゆるページ数、15から61までの分だけで区切られていますので、同じ議案ですので質疑そのものは残りの分を質疑した後に一括で質疑を再質問するようにお願いします。

それでは、森鉄也議員。

●7番（森鉄也君） 大変ありがとうございました。そして失礼いたしました。同じ決算議案ということで次の質問に入らせていただきます。

13款2項7目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金の学校施設環境改善交付金についてでございます。事務執行において交付要件の確認を失念したため、3,232万円の補助金を受給できずに市に財政負担を強いる結果となったのは遺憾であるということで監査意見書でも指摘がされております。議案説明の中で特に触れておりませんでしたので、当時の議会には経緯等について十分説明がなされたものと思っておりますが、当時の議会としては業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議書の提出に至った経緯があるとも承知しております。しかしながら、その後、議会の改選もありました。現在の議会体制で決算認定の可否を判断することでもございますので、再度経緯等の説明があるべきと考えます。予定した補助金の交付が受けられなくなった経緯、また、再発防止のためのその後の業務改善などについて伺います。

次に、基金の運用実績としてそれぞれ収入金額が計上されております。合併後の地域住民の連携強化あるいは地域振興のために、合併特例債を活用して積み立てられた基金で、その地域振興基金でございますが、平成30年5月31日現在高で16億1,608万9,000円となっております。最も確実で、かつ有効な方法で保管しなければならないと規定されておりますし、必要に応じては最も確実かつ有効な有価証券に変えることもできるとされておるところでございます。15款1項2目1節利子及び配当金の中の地域振興基金利子518万9,455円、同3目1節基金運用収入の地域振興基金運用収入3,885万円につきまして、運用の内容について伺います。

次に、財政調整基金についてでございます。383ページでございます。

年度内の財源の不均衡を調整するための基金といった意味合いも強いということでございますが、財政調整基金も含めまして全国的に地方公共団体の基金残高が顕著に増大していると言われております。その背後にある要因として、将来不安による基金の積み増しでございます。備えあれば憂いなし、明日への備えとして自衛的に行っている積み立てと言えます。本市の場合、平成30年5月末現在高は、有価証券1億円を含めまして23億5,623万9,000円となっております。本市の財政規模、または今後の合併算定替えによる地方交付税の減少など、総合的な観点から適正と、または目標とされる総額と考え方につきまして伺います。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） それでは、お手元の配付の資料に基づいてお答えさせていただきます。

はじめに、事務執行において交付要件の確認を失念したため、3,232万円の学校施設環境改善交付金を受給できなくなった経緯についてでございます。

この交付金を利用して実施した工事は、御承知のとおり象潟地域の3小学校を統合するに当たり実施した象潟小学校大規模改修工事であります。

資料1の象潟小学校大規模改修工事の経緯をご覧ください。

この工事は、当初平成29年度事業で実施しようとするため、前年の平成28年度から国や県とやり取りしておりました。平成28年6月1日に予備調査業務を業者に発注し、概算設計書を作成した後、それをもとに事業計画書を作成し、6月14日には国、文部科学省に提出しております。これは次年度の予算獲得を目的とした計画書の提出と捉えておりましたが、その後、平成28年6月27日に県から事業を前倒して平成28年度事業として実施できないかとの連絡があり、8月26日にも、平成29年度予算の確保が厳しい状況であることから、可能な限り事業を平成28年度に前倒しできないかと打診がありました。これに対し本市としては、平成29年度事業として採択されたとしても事業開始が交付決定の関係から最速でも7月からとなり、その場合、冬期間の工事にかかり、完成が学校の卒業式などがある年度末の3月頃になる見込みとなることなどから、県には、平成28年9月議会で象潟地域の3小学校の統合議案が可決されれば、前倒して平成28年度事業として予算を確保し、工事等の予算を翌年度に繰り越しして事業を実施したいと回答しております。こうしたことから、平成28年9月議会に学校の統合議案と改修工事の実施設計業務の補正予算を上程し、9月29日に可決していただいております。その後、平成28年10月18日に交付金の内定通知があり、10月20日には交付申請、翌月の11月16日には補助金の交付決定を受けております。この時点で補助要件はクリアしております。

なお、実施設計業務は10月28日に契約し、平成29年1月31日に完成、その設計額に基づいて工事費等の予算を平成29年3月補正予算に計上いたしました。しかし、当初の概算設計書の作成から実施設計書を作成するまでの間、学校や設計業者と工事内容については何度も協議しております。その際、子どもたちに工事の影響が及ばないように工事することや、よりよい学校環境をつくりたいという思いから、子どもたちが使いやすいように改修することに重点を置いて協議したことから、実施設計が完成するときには補助要件を失念していました。次のページになりますが、その後、補助要件を失念したまま平成29年4月に工事を発注契約し、9月に変更契約を一度行い、11月30日には工事を完成しております。完成後は12月13日に工事の検査を行い、12月28日に工事代金の支払いを行っております。そして翌年、平成30年の1月10日頃、担当が国へ提出する実績報告書の作成に取りかかったところ、補助要件を満たしていないことに気づきました。

資料2をご覧ください。

象潟小学校大規模改修工事の補助要件について御説明いたします。

工事の補助要件をクリアするためには、建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修することが原則となっております。外部改修とは屋根または外壁のいずれかを対象とし、内部改修とは内壁プラス天井または床のいずれかを対象といたします。そして、その補助要件は、内部または外部のいずれかの施工割合、いわゆる改修率が概ね70%以上であり、もう一方の改修率が概ね50%以上としております。

資料2の上段は校舎改修内訳で、線で区切られた下段が屋内運動場、要するに体育館の改修内訳となります。

上段の上の表、校舎改修内訳の外部改修率の表をご覧ください。

左の方から、斜線、区分、面積、事業計画、施工実績、追加工事、追加後面積とあります。その

中の事業計画、施工実績の欄の下の方で、改修率が外壁、防水ともに100%となっております。このように外部改修率は補助要件の70%以上をクリアしているため、内部改修率は50%以上を満たす必要があります。

内部改修率の表をご覧ください。

区分の床では、事業計画の改修率が27.4%、施工実績でも18.6%となっております。壁は、事業計画では57.8%でしたが、施工実績では34.1%と補助要件を満たしておらず、天井でも同様に82.4%、18.3%となっており、施工実績で補助要件を満たしていません。線より下の屋内運動場改修内訳でも、上段の校舎と同様、外部改修率では100%となっておりますが、内部改修率は補助要件の50%を満たしておらず、実績ではこの時点で校舎、体育館の両方が補助要件を満たしておらず、交付金を受け取ることができないことが判明いたしました。

このことを県に報告し相談したところ、年度内に追加工事を実施して補助要件を満たすことができれば、予定どおり交付金を受け取ることができると返事をいただきましたので、早速設計業者と協議したところ、校舎部分については床改修工事を実施することは可能とのことで追加工事を実施しました。

資料2の表の上段、校舎改修内訳の内部改修率をご覧ください。

床の北校舎で追加工事の欄が944平方メートル、南校舎では975平方メートル、合計で1,919平方メートルで、追加後の改修率が52.9%となり、補助要件の50%をクリアしました。こうして校舎部分については追加工事を実施したことにより予定どおりの交付金を受けておりますが、体育館部分については卒業式等の行事が年度末にあることなどから、追加工事を実施することができませんでした。

資料3の図面をご覧ください。

1枚目から3枚目までが床改修工事の実績図面となります。緑色の部分が工事の施工実績部分で、赤色の部分が追加工事部分となります。4枚目以降が当初の内部改修の図面となりますので、後をご覧ください。

資料4の財源内訳をご覧ください。

上段の表は、平成29年3月補正予算繰越明許費の表となっております。この表の歳入の右隣の国庫補助金ですが、当初は校舎、屋内運動場、設計・工事監理、合わせて下の合計欄のとおり1億3,332万円の国庫補助を受けて改修事業を実施する予定でありました。その下の表は平成29年実績となります。実績では、屋内運動場が補助要件をクリアしないため国庫補助を受けることができず、合計で1億100万円となり、その下の表、予算額の差にあるとおり3,232万円の交付金を受けることができませんでした。以上が経緯でございます。

次に、再発防止策についてです。

市では、今回の不適切な補助金事務処理が行われたことに対して、平成30年2月22日付で、全職員に対して補助事業における補助要件等の確認を行うことなどの再発防止策の通知を出しております。再発防止策については、事業の担当課、財政課——これは4月以降、現在の総合政策課になります。それから会計課において、それぞれ補助交付要件を満たしているか、クリアしているか確認するこ

ととしております。

はじめに、事業担当課であります。今回の象潟小学校の大規模改修工事の補助金関係事務は、担当職員1人に事務を任せっきりにしたこと、上司等のチェック機能が働いていなかったことが原因であると捉えております。この反省を踏まえ、事業担当課の課長は主担当と副担当者を指定し、それぞれが補助要件等を満たしているか、クリアしているかチェックするダブルチェックを行わせることとしました。このチェック作業は、補助要件等を記載したチェックシート等により行い、さらに当該事業の担当課長及び部長が最終確認することとしております。当該事業の起工伺いの決裁時にも、チェックシートを添付して決裁を受けることとなります。総合政策課や会計課の合議が必要な事業、例えば工事や業務委託、備品購入及び修繕等で国・県へ事業計画及び補助金交付申請書を提出するときは、チェックシート等を添付の上、合議を行うこととしています。財政担当の総合政策課では、当初予算及び補正予算の編成時に補助事業の補助要件を満たしていることの確認や助言を行うこととしております。入札は担当課である総務課が行いますが、事業担当課から届く入札執行依頼書に設計内容、数量等が補助要件を満たしていることを県に確認した直近の年月日を記入する欄を新たに設け、必要な確認などを行うこととしております。検査担当の会計課は、工事設計書及び見積書の審査時に補助事業の補助要件等を満たしていることについて確認や助言を行い、合議についても事業担当課のチェックシート等の内容を確認することとしております。このように複数の職員、関係する課でチェックすることで、今回のような事態を招かないように努めてまいります。

以上が補助金の交付が受けられなくなった経緯と再発防止策についてであります。

●議長（佐藤元君） 次に、決算書ページ50から53ページの基金の運用実績関係については、会計管理者。

●会計管理者（佐々木善博君） それでは、基金の運用実績についてお答えをいたしたいと思います。

御質問の15款1項2目1節利子及び配当金並びに3目1節基金運用収入のうち地域振興基金の運用内容について説明をいたします。

はじめに、2目1節利子及び配当金の中の地域振興基金利子の内訳でございますけれども、主なものは、地域振興基金で運用しておりました国債10億円の利子が503万8,356円となっております。国債の利率は0.6%でございましたけれども、年度途中で売却したことからこの減額となったものでございます。また、10億円以外の残金約6億円につきましては、定期預金及び譲渡性預金で運用しておりましたので、定期預金の利子が8,493円、それから譲渡性預金の利子14万2,606円、合わせて518万9,455円となったところでございます。

次に、3目1節基金運用収入の中の地域振興基金運用収入の内容でございますけれども、これは平成26年3月に購入いたしました国債10億円を売却したことにより発生しました3,885万円の売却益でございます。

売却した経緯について御説明をいたします。

この国債は、地域振興基金から平成26年3月に購入した第333回10年利付国庫債権で、利率が0.6%の商品でございました。昨今の経済情勢により低金利の状況が長く続いていることから、国債の単

価が値上がりしているとの金融市況情報をもとに会計課内で検討しながら、また、基金管理者であります当時の企画課、さらには財政課とも協議した結果、売却することが有利であったことから、今年の1月18日に売却したものでございます。

また、この国債を売却しないで10年間持っていた場合の運用益は当然6,000万円という数字になると思いますけども、売却した結果、4年間の利息の合計が2,303万8,356円となってございます。それから、売却益が3,885万円でありましたので、合計で6,188万8,356円の実質運用益となっております。10年間持っていた場合との比較ですけれども、188万8,356円多く運用益をあげたこととなります。

また、国債の利回りは0.6%でしたけれども、売却により4年間の実質の利回りは1.55%となり、2.58倍の運用益をあげたことになったものでございます。以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、決算書ページ383ページの財政調整基金に係る分について、企画調整部長。

●企画調整部長（佐藤次博君） それでは、財政調整基金の適正とされる総額と考え方についてお答えいたします。

御承知のとおり財政調整基金は、経済事情の変動やその他特別の事情などにより財源が不足した場合において、その不足財源を補うための基金でございます。基金の適正水準については、国や県から示される確たる基準はなく、積み立ての考え方としては、過去の取り崩し実績や合併算定替えによる普通交付税措置額から必要と考えられる額としている自治体や、標準財政規模の一定割合とする自治体など、基準の考え方は自治体の事情などによりそれぞれでございます。

本市においては、景気動向や人口減少等による税収減、普通交付税の合併算定替えによる特例措置の適用期限終了などの歳入減少による10年後の標準財政規模、約10%減の80億円台前半と見込んでおります。加えて、災害関連経費などの不測の歳出増加へ備える必要から、財政調整基金の積み立て目安を標準財政規模、例えば平成30年度では約91億8,000万円の約15%程度を、今回では平成30年度で立てますと約13億8,000万円となりますが、約15%程度としてきたところでございます。

平成29年度末時点における当市の財政調整基金の積み立て状況は23億5,623万9,000円で、標準財政規模の約25%と、積み立て目安の15%を大幅に上回っておりますが、今後、少子高齢化の進展などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策などに係る経費の増大などにより基金減少が見込まれること、また、先ほど述べましたように不測の災害対応に備えておく必要もでございます。このような将来の厳しい財政状況に備え、引き続き交付税措置のある有利な地方債を活用するなどし、基金への依存を抑制する財政運営を基本に考えているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 森鉄也議員。一括で質問してください。

●7番（森鉄也君） 学校施設環境改善交付金につきましては、先ほど御説明ありましたとおりチェックシートをもとにして複数の職員、そして複数の担当課ということでチェック体制を厳重にすることとさせていただきますので了解いたしました。

それと、ただいまの財政調整基金でございますが、今後の見通しを考えた場合、おっしゃるとおりかと思いますが、投資的経費との均衡ということでその辺のところも十分考慮していただくように希望したいと思います。

私の質問は以上です。

●議長（佐藤元君） これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから議案第72号平成29年度にかほ市水道事業会計決算認定についてまでの7件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第66号から議案第72号まで7件の質疑を終わります。

次に、議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。4番伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の中で、13款3項1目総務委託金、風力発電施設ゾーニング事業委託金3,000万円について、以下①②を伺います。

①応募理由について。

②今後設置を想定する施設の規模はどのくらいですか。以上です。

●議長（佐藤元君） 企画財政課長。

●企画調整部長（佐藤次博君） それでは、伊東温子議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、①風力発電施設ゾーニング事業への応募の理由についてですが、本市は比較的温暖な気候に加え、日本海から吹く風向のよさから、市内には風力発電用風車として大型施設が20基、小型施設が19基の計39基が整備されております。風力発電を含む再生可能エネルギーについては、国や県における導入推進政策を踏まえ、本市の第2次総合発展計画において、住環境との調和がとれた地域が必要としている再生可能エネルギーの導入支援を主要な施策と掲げております。その一方で、こうした風力発電施設が整備されたことにより、風力設置が起因と言われる落雷被害などの苦情・相談が市に寄せられている事例があるほか、隣の由利本荘市では、計画していた施設整備が住民の反対運動により整備計画を取りやめた事例があるなど、住民の関心は高まっている状況にあります。

こうした状況を鑑み、市域内における風力発電施設の建設に関する領域について一定のルールを設け、規制するエリアや導入を促進するエリアなどのすみ分けるためのゾーン・領域を定め、秩序ある風力発電施設の設置を図るために応募したところでございます。

次に、②の今後設置を想定する施設の規模についてであります。

繰り返しになりますが、この風力発電施設ゾーニング事業は、にかほ市の域内における風力発電施設風車を建設する立地について、自然的条件、社会的条件などの情報を集め、こうした個々の情報を地形図に重ね合わせた上で、関係機関や関係者が協議・調整を行い、風力発電施設整備を促進するエリア、規制するエリア、調整エリアなどの領域を定めた地図、ゾーニングマップを作成するものでございます。このゾーニングマップ作成に当たっての風車施設の対象としては、大型・小型の規模を問わず、全ての風力発電施設を対象といたします。この事業により作成したマップは、発電事業者が本市において風力発電施設の整備を計画しようとする場合の場所選定に活用されるものとなります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 現在の風力発電を取り巻く問題ということもあります。風力発電は、太陽光と同じなんですけれども非常に不安定で、気象状況により発電可能な時間という、条件というのは、風力12メートルから25メートルの間です。この間に発電しました電力は、現在の電力系統の中で誤差の部分でしか取り扱いができません。例えば風力発電量が誤差より多くなりますと、昨日テレビでも報道されましたブラックアウトということを行わなければいけないし、行うようになっていきます。それから、日本の電力系統では、各電力会社が系統を一つずつ独立したものを持ってるので、その誤差の範囲というのは非常に少ないということです。その少ない誤差の中でしか利用可能ではない。それから、その誤差より少なくとも多くとも、やはりブラックアウトのような制御が働きます。なので、解列という電力系統から外される——風力発電の電力は外されるというそういうシステムになっています。また、風力発電を推進していくとすれば、その量が少ない場合はやっぱり周波数が低くなり、この前の、昨日見たような北海道電力のようなブラックアウトになります。これを支えるために火力発電、水力発電がバックアップしなければならなくなります。

ほとんど電力量の誤差というものは3%ぐらいのものなので、それ以上風が吹いてたくさん電力が生まれると、解列によってそれは利用されません。そしてまた、先ほど言ったように電力量が少ないと、今主に火力発電でバックアップしています。

●議長（佐藤元君） 伊東議員、質問を明確にしてください。

●4番（伊東温子君） はい。にかほ市のエネルギービジョンには、CO₂の削減、そういうこともうたわれていますけれども、それは今の段階ではむしろ化石燃料の量は増え、CO₂の削減にもなっていません。こうした状況を踏まえまして、風力発電事業の将来性について検討を行った上でのこの応募であったかということをもう一度伺いたいと思います。

そして、2番目の目的値、目標値がないということは、この応募することによって風力発電の推進と、促進ということにつながると思うんですけれども、可能な場所に可能な限り風車を立てることにならないのか。そしてまた、住民の意見が、考えが、市長はよく「マインド」と言いますが、通りにくくならないのか。この辺を伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（佐藤次博君） 今回のゾーニング事業の応募したのは、先ほど申し上げましたとおり環境保全と風力発電の導入促進を両立するために応募したものでございます。関係者間の協議や景観はもちろん、環境保全、国土保全などの法令や重要植物の生息地、渡り鳥の渡りルート、それに風の状況、風況や地形、道路や送電網などの様々な情報を重ね合わせて、環境保全を優先する保全エリア、立地に当たって調整が必要な調整エリア、風力発電の導入を促進し得る促進エリアのマップを作成するために今回ゾーニング実証事業を行うものでございます。発電の立地等に事業者はこのゾーニングマップを参考にして事業を行うというようなもので、もちろんこれには市民の意見を取り入れますし、いろいろな協議会も開催してゾーニングマップを作成しますので、そこら辺の風車の乱立を防ぐためにも必要な事業となっております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） それではもう一度確認させていただきます。この事業に応募したということは、にかほ市に風力発電を促進していくという意味になるのかならないのか、その辺をお伺いします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（佐藤次博君） 先ほどの答弁にも申し上げましたとおり、にかほ市においては第2次総合発展計画におきまして、住環境との調和がとれたものである再生可能エネルギーの導入を支援し、主要な施策と考えております。ただ、先ほど言いましたとおり、どこにも立ててもいいというわけではなく、このようなルール決めをするために今回このゾーニング実証事業を行うものでございまして、そこら辺のことを御理解のほどお願いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてから議案第79号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第74号から議案第79号まで6件の質疑を終わります。

日程第19、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第65号の審査のため、議長全員18人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第20、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第61号及び議案第73号の審査のため、議長全員18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長及び一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。8番渋谷正敏議員。

しばらく休憩します。

午前10時59分 休憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博

総務課長	佐々木 俊 孝	総合政策課長	佐々木 俊 哉
まちづくり推進課長	佐藤 喜 仁	会計課長	渋谷 憲 夫
福祉課長	三浦 純	子育て長寿支援課長	佐々木 修
教育総務課長	池田 昭 一	象潟公民館長	佐々木 和 則
フェライト子ども科学館長	佐々木 孝 人	事業課長	佐々木 宏 和
予防課長・警防課長	須田 勇 喜		

.....

午前11時00分 開 会

●年長委員（渋谷正敏君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任について議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に3番小川正文議員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、6番齋藤進委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（渋谷正敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番小川正文委員を、副委員長には6番齋藤進委員が決定しました。

3番小川正文委員、6番齋藤進委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これもちまして私の職務は終わります。

暫時休憩します。

午前11時02分 休 憩

午前11時02分 再 開

【一般会計決算特別委員長（小川正文君）が議事をとる】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長に指名されました小川です。

一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小

委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第65号を、それぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これについて御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午前11時03分 散 会

.....

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博

総務課長	佐々木 俊 孝	総合政策課長	佐々木 俊 哉
まちづくり推進課長	佐藤 喜 仁	会計課長	渋谷 憲 夫
福祉課長	三浦 純	子育て長寿支援課長	佐々木 修
教育総務課長	池田 昭 一	象潟公民館長	佐々木 和 則
フェライト子ども科学館長	佐々木 孝 人	事業課長	佐々木 宏 和
予防課長・警防課長	須田 勇 喜		

.....

午前11時04分 開 会

●年長委員（渋谷正敏君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に3番小川正文委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、7番森鉄也委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番小川正文委員、副委員長には7番森鉄也委員が決定しました。

3番小川正文委員、7番森鉄也委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前11時05分 休 憩

午前11時06分 再 開

【一般会計予算特別委員長（小川正文君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名されました小川です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小

委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第61号及び議案第73号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時06分 散 会

.....

午前11時07分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっている議案第61号及び議案第64号から議案第79号までの議案17件は、配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第8号から陳情第11号については、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時08分 散 会
